

江東区立第二辰巳小学校 PTA 個人情報取扱細則

（目的）

- 第1条 江東区立第二辰巳小学校PTA（以下PTA）個人情報取扱細則は、PTAが保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、PTA活動の円滑な運営を図るとともに、会員の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

- 第2条 PTAは個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

- 第3条 PTAの個人情報細則は、総会資料、PTA広報等で会員に周知する。

（個人情報の取得）

- 第4条 個人情報とはPTA会員個人が特定される事項とする。
PTAは、「江東区立第二辰巳小学校PTA会則 第1章名称及び目的第3条および第3章活動第8条」に定めるPTA活動を行うために、個人情報の利用目的を明示した上で、会員から適正な手段により取得する。

（個人情報の利用）

- 第5条 1 PTAは、個人情報の取得時に明示した目的の範囲内で個人情報を利用するものとする。
2 PTAは、個人情報の取得時に明示した利用目的以外で個人情報を利用する場合には、本人に同意を得るものとする。

（個人情報の管理）

- 第6条 1 個人情報は、会長が指定する役員、委員が適正に管理する。
2 不要となった個人情報は、会長立会いのもとで、第三者の利用に供されることのないよう、裁断等により速やかに破棄するものとする。

（個人情報の第三者提供の制限）

- 第7条 個人情報は、本人の同意を得ずに第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合を除く。
（1）法令に基づく場合
（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
（3）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の促進に必要な場合
（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（個人情報の開示、訂正、破棄）

- 第8条 個人情報の開示、訂正、破棄を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して書面にて会長へ申し出るものとする。PTAは、開示、訂正、破棄を希望する理由が合理的と認められる場合、申し出の受領から2週間を目処に、これを行うものとする。

（規約の変更）

- 第9条 この細則は、PTAの実行委員会において、出席者の3分の2以上（委任状含む）の同意を得て改正することができる。